

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年9月1日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内容		
1	発生時期・場所	平成27年2月19日 午後7時5分頃 高山市片野町6丁目400番地（山王小学校職員駐車場内）		
	事故の概要	校舎からの落雪による駐車中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（ルーフパネル等）	
	被害総額・市の過失割合	—	596,581円・100分の100	
	賠償金	—	596,581円	
	内訳	保険金	—	596,581円
		一般財源	—	0円
専決年月日	平成27年7月8日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	平成27年5月25日 正午頃 高山市高根町日和田1129番地1（市営住宅日和田団地）		
	事故の概要	天井裏配管からの漏水による家財道具の汚損		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人身	物損（電動工具等）	
	被害総額・市の過失割合	—	80,700円・100分の100	
	賠償金	—	80,700円	
	内訳	保険金	—	0円
		一般財源	—	80,700円
専決年月日	平成27年7月21日 地方自治法第180条第1項			

No.	項 目	内 容	
3	発生時期・場所	平成27年5月27日 午前10時10分頃 高山市花里町1丁目54番地（花里小学校運動場内）	
	事故の概要	遊具の板を固定している釘が浮き上がっていたことによる遊戯中の児童の負傷	
	相手方	[REDACTED]	
	事故の種類	人身（左下肢の裂傷）	物 損
	被害総額・市の過失割合	49,360円・100分の100	—
	賠償金	49,360円	—
	内 訳	保 険 金	—
		一般財源	0円
専決年月日	平成27年8月10日 地方自治法第180条第1項		